



障害のある人の人権と社会保障裁判

鼎談 障害のある人の人権と社会保障裁判

井上 英夫・藤原 精吾・藤井 克徳

進行・まとめ 本誌編集委員 山本 忠

1 社会保障裁判運動をふりかえる意義

藤原 戦後、1945年から数えて今年までは約80年ですね。最初の第1期¹⁾は約35年ですよ。80年から2000年までが20年で、2000年から今までが大体25年ですね。

第1期で裁判を通じて障害者の権利を発展させてきたのは、やはり朝日訴訟²⁾と堀木訴訟ということになります。第2期からは国際的な動きが大きく出てきて、その中でいくつかの事件が起こされている。第3期はその芽が花開きつつあるという時期、と大きく三つに分けることができます。

今回のテーマの中心は、裁判を通じて障害者の権利運動がどう発展してきたか、裁判で何ができるのかです。私はロースクールなどの講義でも「政策形成」の機能を裁判が果たせることを指摘してきました。いくつかの政策分野の中で、人権に関して重要なのが社会保障であり、障害者の権利というものではないかと考えます。裁判は問題提起であり、そして解決の追求なのです。「政策形成」訴訟では国の政策を変えたり、あるいは悪法をストップさせたりすることを求めます。しかし裁判というツール自体がもっている限界と特徴もあります。

まず一つ目の限界というのは、裁判を起こそうとすると、今の日本の法制では具体的な紛争がなければならぬ。つまり自分の権利が侵害されているから正せ、と立ち上がる人がいないと始まらない。朝日訴訟の朝日茂（あさひしげる）さんは重度の結核患者として「生きる権利」を求めて立ち

上がった最初の人でした。

堀木フミ子（ほりきふみこ）さんは、障害のある母であり、子育ての権利を求めて立ち上りました。この裁判で全障研初代委員長・田中昌人（たなかまさと、1932-2005）先生が、神戸の法廷で「これまでお国の役に立たない者、人の邪魔にならないよう消極道を歩めと言われてきた障害者が、主権者として国を相手に立ち上がり、社会保障の権利を求めた大きな意義がある」と証言されました。

当時の全障研の仲間たちが堀木裁判を基本的に支えました。私が弁護士になったのと同じ頃に全障研が生まれ、3年目に訴訟が起きたのですが、その訴訟を理論的にも運動的にも支えてくれたのが全障研でした。そういうふうに自ら立ち上がる人がいて、その要求をみんなで支え、支持する運動がないと政策形成裁判というものは成り立たないのです。

二つ目は、日本の裁判は具体的に権利があることが前提で、それが侵害されているということを言わないといけない。全く何もないところでこういう制度をつくれというような裁判はできないのです。憲法があり、基本的人権を規定していることの意味はとても大きいのです。しかし裁判でたたかえるのは今の憲法と法律に基づく政策の手直しだという限界がある。新たな制度をつくれとまでは言えないことを頭に入れておく必要があります。

小川政亮（おがわまさあき、1920-2017、法学者）先生が40年ほど前に『社会保障裁判』（ミネルヴァ書房、1980年）という本を出しておられます。

その中で、裁判を通じての権利運動について書いています。「人々は当局の社会保障に関わるやり方に納得できない場合に泣き寝入りをするのではなく、裁判上でこのような処分を違法として争い、あるいは処分の根拠法そのものを違憲として争うことによって、自らの権利の貫徹や防衛を図り、さらには行政、ひいては法改正そのものを結果として獲得する。そして何より法廷という公の、しかも人々に開かれた場で人民の生活実態と要求が明らかにされ、行政の実態や当局の姿勢が追及されることになる」と言われています。

裁判といえば、一般的には弁護士だけが法廷で議論を展開して裁判官が法律に照らして判決をするというように考えられているんですが、そうではありません。私たちが基本的人権、社会保障の権利を確立するための裁判というのは、市民運動です。まず、市民の切実な要求があり、困りごとを何とか解決する手段として裁判を起こすのです。法廷はもちろん一つの核にはなりますけれども、裁判に共感し、原告を支える同じような要求をもった人の集団が裁判にとりくむ運動であると考えるわけです。弁護士の仕事はその一環です。

そうすると、その裁判の中身をどのようにするのかということも、原告だけでなしにその事件の間接的な当事者の声を反映するものでなければならないのです。そしてその運動が世論を動かし、変えていくということがなければならない。そう考えると、裁判がそういう取り組みになっているのかどうかが問われる必要があるのでないかと思っています。

2 社会保障裁判は大きな学校だった

井上 社会保障裁判は、法廷内闘争だけではなく、政治運動、社会運動、大きく言えば平和運動とも繋がることによって、初めて大きな成果が得られます。

生活保護基準引き下げの「いのちのとりで」裁判、今やこれが29都道府県31裁判、1000人を超える原告です。年金裁判では、全国39地裁



井上英夫（いのうえひでお）
1947年生。金沢大学名誉教授、日本高齢期運動サポートセンター理事長、日本社会保障法学会代表理事、厚労省ハンセン病問題検討会委員長、最高裁特別法廷問題有識者委員会座長などを歴任。



藤原精吾（ふじわらせいご）
1941年生。1967年弁護士登録。堀木訴訟、原爆症認定集団訴訟、優生保護法訴訟、障害年金裁判などを担当。日本弁護士連合会副会長、同人権擁護委員長などを歴任。



藤井克徳（ふじいかつのり）
1949年生。1982年都立小平養護学校教諭退職。あさやけ作業所や共同作業所全国連絡会（現・きょうざん）結成に参加。日本障害者協議会代表、きょうざん専務理事などを歴任。

5000人以上です。朝日訴訟の時は朝日さん1人が原告でした。堀木さんも1人でした。それが今では、全国の人々が立ち上がって、その大きな力が「いのちのとりで」裁判において、2023年11月30日、名古屋高裁の勝訴判決を勝ち取ったのです。

藤原さんの言われたように、さらに社会保障裁判を超えた大きな広がりが必要です。朝日訴訟の1960年の一审勝訴判決も安保闘争とセットで考える必要があります。60年安保の闘いと一緒にあって、「燎原の火の如く」全国に大きく広がったのです。

私は堀木訴訟の高裁段階から裁判闘争に参加して、そこで何より勉強させてもらいました。私たち研究者にとっては、社会保障裁判は大きな学校でもありました。人権としての社会保障を考え、体得していく、そういう学校でした。

先ほど紹介された『社会保障裁判』に私も原稿を書きました。高知の三柏園療養所での結核患者のたたかい、米子生活と健康を守る会の生活保護利用者のたたかい、そして全盲の上野孝司（うえのたかし）さんが高田馬場駅で転落死した上野裁判についてです。民事訴訟ですが、中身的に言えばやはり社会保障裁判と言ってもいい、点字ブロ